

人材開発支援助成金(特別育成訓練コース) 経費助成追加支給申請書

申請日 年 月 日

労働局長 殿

(千)

事業主 所在地

名称

氏名

印

(千)

代理人又は
事務代理者・提出
代行者の場合は以下か
ら選択してください。

所在地

名称

(代理人・事務代理者
・提出代行者)

氏名

印

標記について、次のとおり申請します。

① 訓練計画届の受付番号					
② キャリアアップ計画書の受理番号					
③ 事業所の名称					
④ 事業所の所在地・電話番号	(千 -)		電話番号	-	-
⑤ 申請に関する当該事業所の担当者	所属			電話番号	- -
	氏名			F a x	- -

【支給申請額】

- 1 特別育成訓練コースの申請時に提出した支給申請書の様式第5号(別添様式1)の⑮欄の額 _____円
- 2 特別育成訓練コースの申請時に提出した支給申請書の様式第5号(別添様式1)の⑩欄の額 _____円
- 3 1の額と※の上限額を比較し、いずれか低い方の額と支給済みの経費助成額(2の額)との差額 _____円
(支給申請額)

※経費助成上限額(1人当たり)

20時間以上100時間未満 15万円(10万円)
100時間以上200時間未満 30万円(20万円)
200時間以上 50万円(30万円)

()内は大企業の額

※労働局処理欄には記入しないでください。

労働局処理欄	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当	支給決定額	円
								受理年月日	年 月 日
								起案年月日	年 月 日
	所長	次長	統括	専門官	上席	職業指導官	担当	支給(不支給)決定年月日	年 月 日
								支給決定番号	第 _____ 号
								通知書発送年月日	年 月 日

様式第9-1号(第2面)

提出上の注意

この支給申請書は、特別育成訓練コースにおいて有期実習型訓練を修了した対象労働者が正規雇用労働者、多様な正社員又は無期雇用労働者に転換又は直接雇用され、キャリアアップ助成金正社員化コース(以下「正社員化コース」という。)の支給申請を行った場合に使用するものです。正社員化コースの支給申請期間に提出するキャリアアップ助成金支給申請書の提出と同時に提出日以降支給申請期間の末日までに事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「労働局」といいます。)に提出(※)してください。

(※)公共職業安定所を経由して労働局に提出することができる場合もあります。詳細については、労働局へお問い合わせください。

記入上の注意

この支給申請書は、次の点に注意して記入してください。

- 「労働局処理欄」には記入しないでください。
- 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入(押印不要)し、「代理人又は事務代理人・提出代行者」欄に代理人の所在地、名称及び氏名を記入し押印してください。
申請者が社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項に規定する提出代行者または同施行規則第16条の3に規定する事務代理人の場合は、「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入・押印し、「代理人又は事務代理人・提出代行者」欄に事務代理人・提出代行者の所在地、名称及び氏名を記入し、押印してください。
申請者が代理人、提出代行者又は事務代理人以外の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入し、押印(有期実習型訓練計画届(以下「訓練計画届」という。))に押印された事業主印と同一の印に限る。)してください。
- ①欄は、労働局長の認定を受けた「訓練計画届」の受付番号を記載してください。
- ②欄は、正社員化コースの支給申請書の①欄「キャリアアップ計画書の受理番号」を記載してください。

申請にあたっての留意点

- 事業主が次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。

- 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、5年間の不支給措置がとられている事業主(当該事業主の役員等(事業主が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者)が別の事業主の役員となっている場合は、別の事業主も対象)
- 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。)の労働保険料(同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。)を納付していない事業主(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。)
- 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行った事業主
- 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。))を内容とする営業に限る。)を行っている事業主
- 暴力団関係事業主(以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。以下同じ。)
 - 暴力団が実質的に経営を支配する事業主
事業主又は事業主の役員等(事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
 - 暴力団が実質的に経営を支配する事業主に準ずる事業主
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主
- 事業主又は事業主の役員等(事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属しているとき
- 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1号に規定する倒産をいう。)している事業主(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。))又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)
- 都道府県労働局長が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表を行うこと及び支給を受けた助成金の返還等について同意していない事業主(社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に行われるその名称等の公表及び支給を受けた助成金の返還に係る連帯債務について、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が承諾していない場合を含む)
- 「支給要件確認申立書」(共通要領様式第1号)の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出していない事業主
- 雇用関係助成金支給要領に従うことについて、承諾していない事業主
- 不正受給に関与していたことにより、5年間の不支給措置がとられている社会保険労務士又は代理人が支給申請を行う場合。また、訓練を行う者が不正受給に関与していたことにより、5年間の不支給措置がとられている場合

- 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。

- 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等(職業訓練等の実施に要した費用の支出に関する証拠書類を含む)については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。

- 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。また、返還額の20%の額が違約金として請求されます。

- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。

- 代理人が申請する場合にあつては、委任状(原本に限る。)を添付してください。

- 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

【その他】

- 特別育成訓練コースで支給決定された経費助成額の対象労働者1人当たりの額が追給の対象額となります。

(例)特別育成訓練コースの経費助成の支給対象労働者が5名で、経費の合計が60万円だった場合

対象労働者1人当たりの経費助成の対象経費は12万円なので、支給上限額の10万円が支給決定されます。その後、正社員化コースに5名のうち3名が支給対象となった場合には、実際にかかった経費と上限額の差額(12万円-10万円=2万円)の人数分(正社員化コースの支給対象労働者)が追給額となります。

2万円×3名=6万円

- 上記1の例で、経費の合計額が90万円だった場合、1人当たりの経費が18万円となるため、追給時の上限額を超えることから、上限額と特別育成訓練コースで支給済みの経費助成額の差額5万円の人数分が追給額となります。